

令和３年４月

さつま町議会臨時会会議録

令和３年４月３０日 開会

令和３年４月３０日 閉会

さつま町議会

令和3年4月さつま町議会臨時会審議結果

令和3年4月30日

議案 番号	件名	上程日	議決日	議決 結果	委員会 付託
選挙 1	議長の選挙	R3. 4. 30	R3. 4. 30	当選決定	—
2	副議長の選挙	〃	〃	当選決定	—
	常任委員会委員の選任	〃	〃	決定	—
	議会運営委員会委員の選任	〃	〃	決定	—
	議会広報特別委員会の設置及び委員の選任	〃	〃	決定	—
議案 3 4	専決処分の承認を求めることについて（専決第2号） （さつま町税条例の一部改正について）	〃	〃	承認	—
3 5	さつま町監査委員の選任について	〃	〃	同意	—
3 6	さつま町監査委員の選任について	〃	〃	同意	—
3 7	さつま町教育委員会委員の任命について	〃	〃	同意	—
	議員派遣の件	〃	〃	決定	—
	閉会中の継続調査の件	〃	〃	決定	—

令和3年4月さつま町議会臨時会会議録

目 次

○4月30日（第1日）

会議を開催した年月日及び場所	1
出欠席議員氏名	1
出席事務局職員	1
出席説明員氏名	1
本日の会議に付した事件	2
開 会	3
開 議	3
仮議席の指定	3
選挙第1号 議長選挙	3
（当選決定）	
議席の指定	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
選挙第2号 副議長選挙	6
（当選決定）	
議席の一部変更	7
常任委員会委員の選任	7
（決定）	
議会運営委員会委員の選任	8
（決定）	
議会広報特別委員会の設置及び委員の選任	9
（決定）	
議案第34号 専決処分の承認を求めることについて（専決第2号） （さつま町税条例の一部改正について）	10
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第35号 さつま町監査委員の選任について	12
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第36号 さつま町監査委員の選任について	13
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第37号 さつま町教育委員会委員の任命について	14
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議員派遣の件	15
（決定）	
閉会中の継続調査の件	16
（決定）	
閉 会	16

令和3年4月さつま町議会臨時会会議録

(第1日)

○開会期日 令和3年4月30日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番 新 改 幸 一 議員	2番 平 山 俊 郎 議員
3番 上 圀 一 行 議員	4番 橋之口 富 雄 議員
5番 中 村 慎 一 議員	6番 上別府 ユ キ 議員
7番 森 山 大 議員	8番 新 改 秀 作 議員
9番 平八重 光 輝 議員	10番 有 川 美 子 議員
11番 古 田 昌 也 議員	12番 岸 良 光 廣 議員
13番 上久保 澄 雄 議員	14番 川 口 憲 男 議員
15番 柏 木 幸 平 議員	16番 宮之脇 尚 美 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長 萩木場 一 水 君	議事係 長 竹 下 和 男 君
議事係 主査 西 浩 司 君	

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長 上 野 俊 市 君	教 育 長 原 園 修 二 君
総務課 長 原 田 剛 志 君	企画政策課 長 角 茂 樹 君
財政課 長 富 満 悦 郎 君	税 務 課 長 松 山 和 久 君
保健福祉課 長 佐 藤 秀 樹 君	高齢者支援課 長 原 田 健 二 君
子ども支援課 長 藤 園 育 美 君	町民環境課 長 下 田 良 二 君
農 政 課 長 山 口 泰 徳 君	耕地林業課 長 櫻 伸 一 君
商工観光PR課 長 市 来 浩 二 君	建 設 課 長 野 田 真 一 郎 君
監査委員事務局 長 久保田 春 彦 君	教育総務課 長 早 崎 行 宏 君
学校教育課 長 界 敏 則 君	社会教育課 長 永 江 寿 好 君

○本日の会議に付した事件

- 第 1 仮議席の指定
- 第 2 選挙第1号 議長選挙

(第1号の追加1)

- 第 1 議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 選挙第2号 副議長の選挙
- 第 5 議席の一部変更
- 第 6 常任委員会委員の選任
- 第 7 議会運営委員会委員の選任
- 第 8 議会広報特別委員会の設置及び委員の選任
- 第 9 議案第34号 専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）
(さつま町税条例の一部改正について)
- 第10 議案第35号 さつま町監査委員の選任について
- 第11 議案第36号 さつま町監査委員の選任について
- 第12 議案第37号 さつま町教育委員会委員の任命について
- 第13 議員派遣の件
- 第14 閉会中の継続調査の件

○議会事務局長（萩木場一水君）

本臨時会は、一般選挙後、初めての議会であります。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。年長の平八重光輝議員を御紹介いたします。

平八重議員、議長席にお着き願います。

〔臨時議長着席〕

○臨時議長（平八重光輝議員）

ただいま紹介いただきました平八重光輝です。地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。どうぞ、よろしくお願いいたします。

△開 会 午前9時30分

○臨時議長（平八重光輝議員）

ただいまから、令和3年4月さつま町議会臨時会を開会します。

△開 議

○臨時議長（平八重光輝議員）

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付してあります議事日程のとおりであります。

△日程第1「仮議席の指定」

○臨時議長（平八重光輝議員）

日程第1「仮議席の指定」を行います。仮議席は、ただいま着席の議席とします。
ここで、しばらく休憩します。

休憩 午前 9時32分

〔全員協議会が開催され、議長立候補確認及び所信表明が行われる〕

再開 午前 9時46分

○臨時議長（平八重光輝議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第2「選挙第1号 議長の選挙」

○臨時議長（平八重光輝議員）

次は、日程第2「選挙第1号 議長の選挙」を行います。選挙は、投票により行います。
議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（平八重光輝議員）

ただいまの出席議員数は、16人です。

次に、立会人を指名します。立会人に1番、新改幸一議員及び2番、平山俊郎議員を指名しま

す。

投票用紙を配ります。念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（平八重光輝議員）

投票用紙の配付漏れは、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（平八重光輝議員）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（平八重光輝議員）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。投票の際は、向かって左側から登壇して投票を行い、右側へ降壇願います。1番議員から順番に投票願います。

〔議員順次投票〕

○臨時議長（平八重光輝議員）

投票漏れは、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（平八重光輝議員）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。1番、新改幸一議員及び2番、平山俊郎議員に開票立会いをお願いします。

〔開票〕

○臨時議長（平八重光輝議員）

選挙の結果を報告します。

投票総数16票、有効投票16票、無効投票ゼロ票であります。有効投票のうち、新改秀作議員5票、宮之脇尚美議員11票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、4票です。したがって、宮之脇尚美議員が議長に当選されました。議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（平八重光輝議員）

ただいま、議長に当選されました宮之脇尚美議員が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。宮之脇尚美議員は、登壇して議長当選の承諾及び挨拶をお願いします。

〔宮之脇尚美議員 登壇〕

○議長（宮之脇尚美議員）

ただいまの選挙により、議長として選任をいただきました。心から感謝を申し上げます。

議長とはいえ、非常に重責ではございますが、皆さん方とともに、議会の活性化と町民の期待に応えるべく、先頭に立って精一杯頑張りたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いを申し上げます。

〔宮之脇尚美議員 降壇〕

○臨時議長（平八重光輝議員）

これで、臨時議長の職務は、全部終了しました。御協力ありがとうございました。
宮之脇尚美議長、議長席にお着き願います。

〔臨時議長が退席し、議長が議長席に着席〕

○議長（宮之脇尚美議員）

ここで、しばらく休憩します。

休憩 午前 9時56分

〔追加議事日程配付〕

再開 午前10時01分

○議長（宮之脇尚美議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これからの日程は、配布してあります追加議事日程のとおりであります。

△追加日程第1「議席の指定」

○議長（宮之脇尚美議員）

日程第1「議席の指定」を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定によって、ただいま着席のとおり指定します。

△追加日程第2「会議録署名議員の指名」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、4番、橋之口富雄議員及び5番、中村慎一議員を指名します。

△追加日程第3「会期の決定」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第3「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。したがって、会期は、本日1日間に決定しました。

ここで、しばらく休憩します。

休憩 午前10時03分

〔全員協議会が開催され、副議長立候補確認及び所信表明が行われる〕

再開 午前10時14分

○議長（宮之脇尚美議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△追加日程第4「選挙第2号 副議長の選挙」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第4「選挙第2号 副議長の選挙」を行います。

選挙は、投票により行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（宮之脇尚美議員）

ただいまの出席議員数は、16人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に6番、上別府ユキ議員及び10番、有川美子議員を指名します。

投票用紙を配ります。念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○議長（宮之脇尚美議員）

投票用紙の配付漏れは、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。投票の際は、向かって左側から登壇して投票を行い、右側へ降壇願います。1番議員から順番に投票願います。

〔議員順次投票〕

○議長（宮之脇尚美議員）

投票漏れは、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。6番、上別府ユキ議員と10番、有川美子議員に開票立会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（宮之脇尚美議員）

選挙の結果を報告します。

投票総数16票、有効投票16票、無効投票はございません。有効投票のうち、上圀一行議員3票、柏木幸平議員8票、森山大議員5票、以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は、4票です。したがって、柏木幸平議員が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（宮之脇尚美議員）

ただいま、副議長に当選された柏木幸平議員が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。柏木議員は、登壇して副議長当選の承諾及び挨拶をお願いします。

〔柏木 幸平議員 登壇〕

○副議長（柏木 幸平議員）

ただいま副議長に任命していただきました柏木幸平です。よろしくお願い申し上げます。

議長を補佐しながら、議会の活性化に向けて一生懸命努力をいたします。皆様の御協力をお願い申し上げます。ありがとうございました。

〔柏木 幸平議員 降壇〕

△追加日程第5「議席の一部変更」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第5「議席の一部変更」を行います。

今回の議長、副議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定によって、議席の一部を変更します。

申合せに基づき、議長の議席を16番に、副議長の議席を15番とします。

したがって、16番、上久保澄雄議員の議席を13番に、15番、森山大議員の議席を7番に、7番、柏木幸平議員の議席を15番に、私の議席を16番に、それぞれ変更します。変更された議席に氏名標を持ってお着き願います。

〔変更後の議席へ移動着席〕

○議長（宮之脇尚美議員）

ここで、しばらく休憩します。再開は、おおむね午前10時45分とします。

休憩 午前10時25分

〔全員協議会が開催され、議会推薦の監査委員の選出が行われる〕

再開 午前10時38分

○議長（宮之脇尚美議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△追加日程第6「常任委員会委員の選任」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第6「常任委員会委員の選任」を行います。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、議長が会議に諮って指名することになっております。

この件は、申合せにより、議員各位から希望をとり、これに基づいて定数との調整を行いましたので、指名したいと思います。

お諮りします。常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、総務厚生常任委員会委員に平山俊郎議員、上圀一行議員、中村慎一議員、新改秀作議員、有川美

子議員、岸良光廣議員、森山大議員、以上の7人。

文教経済常任委員会委員に新改幸一議員、橋之口富雄議員、上別府ユキ議員、柏木幸平議員、平八重光輝議員、古田昌也議員、川口憲男議員、上久保澄雄議員、以上の8人を、それぞれ指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり、それぞれの常任委員会委員に選任することに決定しました。

これより各常任委員会の委員長及び副委員長を互選していただきます。

委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により、それぞれの常任委員会において互選することになっております。

さらに、同条例第9条第1項の規定により、委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、その互選を行わせることになっております。

ただいまから各常任委員会を招集します。各常任委員会の場所を次のとおり定めます。

総務厚生常任委員会は、第1委員会室、文教経済常任委員会は、第2委員会室と定めます。

ここで、しばらく休憩します。

休憩 午前10時42分

〔各常任委員会が開催され委員長、副委員長の選出等が行われる〕

再開 午前11時11分

○議長（宮之脇尚美議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

常任委員会の委員長及び副委員長が次のとおり決定した旨、通知を受けましたので、お知らせします。

総務厚生常任委員会委員長に岸良光廣議員、総務厚生常任委員会副委員長に中村慎一議員、文教経済常任委員会委員長に新改幸一議員、文教経済常任委員会副委員長に上久保澄雄議員、以上のとおりでありますので、お知らせしておきます。

△追加日程第7「議会運営委員会委員の選任」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第7「議会運営委員会委員の選任」を行います。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項に基づいて、議長が会議に諮って指名することになっております。

お諮りします。議会運営委員会委員に柏木幸平議員、岸良光廣議員、森山大議員、新改幸一議員、平八重光輝議員、以上の5人をそれぞれ指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました5人を、議会運営委員会委員に選任することに決定しました。

これより議会運営委員会の委員長及び副委員長を互選していただきます。

委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により、議会運営委員会において互選することになっております。

さらに、同条例第9条第1項の規定により、委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、その互選を行わせることになっております。

ただいまから議会運営委員会を招集します。委員会の場所を第1委員会室と定めます。

ここで、しばらく休憩します。

休憩 午前11時13分

〔議会運営委員会が開催され委員長、副委員長の選出等が行われる〕

再開 午前11時47分

○議長（宮之脇尚美議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の委員長及び副委員長が、次のとおり決定した旨通知を受けましたので、お知らせします。

議会運営委員会委員長に森山大議員、議会運営委員会副委員長に平八重光輝議員、以上のとおりでありますので、お知らせしておきます。

△追加日程第8「議会広報特別委員会の設置及び委員の選任」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第8「議会広報特別委員会の設置及び委員の選任」についてを議題とします。

お諮りします。議会広報紙「さつま町議会だより」の編集・発行のため、4人の委員で構成する議会広報特別委員会を設置したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。

したがって、4人の委員で構成する議会広報特別委員会を設置することに決定しました。

次に、議会広報特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

お諮りします。議会広報特別委員会委員に中村慎一議員、有川美子議員、上久保澄雄議員、古田昌也議員、以上の4人をそれぞれ指名したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました4人を議会広報特別委員会委員に選任することに決定しました。

これより議会広報特別委員会の委員長及び副委員長を互選していただきます。

委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により、議会広報特別委員会において互選することになっております。

さらに、同条例第9条第1項の規定により、委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、その互選を行わせることになっております。

ただいまから議会広報特別委員会を招集します。委員会の場所を第1委員会室と定めます。
ここで、しばらく休憩します。

休憩 午前11時50分

〔議会広報特別委員会が開催され委員長、副委員長の選出等が行われる〕

再開 午後 0時03分

○議長（宮之脇尚美議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議会広報特別委員会の委員長及び副委員長が、次のとおり決定した旨通知を受けましたので、お知らせします。

議会広報特別委員会委員長に上久保澄雄議員、議会広報特別委員会副委員長に有川美子議員、以上のとおりでありますので、お知らせしておきます。

ここで、しばらく休憩します。再開は、おおむね午後1時20分とします。

休憩 午後 0時04分

再開 午後 1時12分

○議長（宮之脇尚美議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△追加日程第9「議案第34号 専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）（さつま町税条例の一部改正について）」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第9「議案第34号 専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

皆さんこんにちは。改選後の初めての議会でございますので、提案理由を申し上げる前に、一言御挨拶を述べさせていただきたいと思っております。

去る4月18日に執行されました、任期満了に伴います町長選挙におきまして、町民の皆様から無投票という結果ではございましたが、当選とさせていただきました。これから町政の舵取り役といたしまして、この任をしていくことになりました。誠に光栄に存じますとともに、私に課せられました責務の重大さに改めて身の引き締まる思いでございます。初心に帰って、誠心努力

して参る所存でございます。

また、皆様方におかれましても、この度の当選の栄によくされましたこと、誠にめでたうございます。よく議会と執行部は車の両輪に例えられますけれども、これからより良いさつま町の町政の実現に向けまして、皆様方の御協力をお願いいたすところでございます。

さて、今年度はさつま町が誕生しまして16年を経過することになります。この間、平成18年の豪雨災害からの復旧復興、新庁舎の建設、合併10周年の記念事業など、大きな節目を経験しながら、議会の皆様をはじめ、町民の皆様、地域、各関係機関などが一体となってこのまちづくりを進めてきたところでございます。しかしながら、昨年発生しました新型コロナウイルス感染症の感染拡大によりまして、世界中が未曾有の危機に直面いたしているところでございます。本町におきましても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぎ、その影響を最小限に食い止めることが喫緊の課題であると考えているところでございます。また、人口減少や高齢化に伴う各分野への影響など、今後本町が未来へ向かい発展していくためにも、乗り越えていかなければならない多くの課題が山積しているところでございます。そのために、昨年度作成いたしました「さつま町第2次総合振興計画」の後期基本計画や第2期の「さつま町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の実効ある取組をオールさつまで進めて、私が掲げております「みんなで夢と希望の持てる元気なさつま町」の更なる深化を目指して、全身全霊を傾けて参りたいと決意を新たにいたしているところでございます。

議員各位におかれましても、宮之脇議長をはじめとして、町政運営に一層の御支援と御協力をお願い申し上げる次第でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、提案の理由を申し上げます。

「議案第34号 専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）」であります。これは、地方税法等の一部改正に伴い、さつま町税条例の一部改正について急施を要したため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたものでございます。

内容につきましては、税務課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○税務課長（松山 和久君）

それでは、「議案第34号 専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）」の内容の御説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

○新改 幸一議員

ただいまの条例の一部改正のことでございますが、実は昨日町民の方から声をかけられまして、特に町民のほとんどの方々が、軽トラック、軽自動車を持っていらっしゃると思っております。今回、もう既に軽自動車税の通知、ハガキが届いている訳ですよね。その中で言われたのが、税金がなぜ変わったのかと質問を受けまして、私も答弁ができなかったものですから、近々お知らせ版あたりで町民に知らせが来るのではないですかと答弁をしたのですが、町民の方々の中で自分の車を替えないのに何故こんなに変わったのかという疑問を持っている方もいらっしゃるようでございますので、是非町民の皆様方に分かりやすく、お知らせ版、防災無線等、何か良い方法で町民に知らしていただけるようなことはできないのか、担当者の考え方を聞きたいと思っております。

○税務課長（松山 和久君）

軽自動車税の税率の件だと思いますが、軽自動車の税率につきましては、平成28年度に税率改正がございまして、従来の長い期間同じ税率が続いていたものが、新税率という形で改正されたものでございます。適用されているものは、その年度以降に取得したものについては新しい税率で課税をします。ただし、それ以前については、前の税率で課税するというような形になっております。ただし、初年度登録から13年を経過した車については、少し従来の税金よりも高い税率が設定されているということになっております。また、周知の関係につきましては、納税通知書の中に、一覧表とかでお知らせをしてあったかなとは思いますが、また機会を見て軽自動車税の税率についてもお知らせしていきたいと考えております。

○議長（宮之脇尚美議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

ないようでありますので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま、議題となっています議案第34号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第34号 専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）」を採決します。

お諮りします。本件は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。

したがって、「議案第34号 専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）」は、承認されました。

△追加日程第10「議案第35号 さつま町監査委員の選任について」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第10「議案第35号 さつま町監査委員の選任について」を議題とします。

ここで、地方自治法第117条の規定によって、川口憲男議員の退場を求めます。

〔川口 憲男議員 退場〕

○議長（宮之脇尚美議員）

それでは、本件について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

それでは「議案第３５条 さつま町監査委員の選任について」でございます。

さつま町監査委員のうち、議員の中から選任する監査委員として、川口憲男氏を選任するものでありまして、地方自治法第１９６条第１項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

内容につきましては、総務課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○総務課長（原田 剛志君）

それでは「議案第３５条 さつま町監査委員の選任について」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま、議題となっています議案第３５号は、会議規則第３９条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第３５号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第３５号 さつま町監査委員の選任について」を採決します。

お諮りします。本件は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。

したがって、「議案第３５号 さつま町監査委員の選任について」は、同意することに決定しました。

川口憲男議員の入場を許します。

〔川口 憲男議員 入場〕

△追加日程第１１「議案第３６号 さつま町監査委員の選任について」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第１１「議案第３６号 さつま町監査委員の選任について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

「議案第３６条 さつま町監査委員の選任について」でございます。

さつま町監査委員のうち、識見を有する者のうちから選任した監査委員の新屋敷浩氏が令和３年５月３１日付けをもって任期満了となることに伴い、新たに紺屋一幸氏を選任しようとするため、地方自治法第１９６条第１項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

内容につきましては、総務課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○総務課長（原田 剛志君）

「議案第３６条 さつま町監査委員の選任について」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま、議題となっています議案第３６号は、会議規則第３９条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第３６号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第３６号 さつま町監査委員の選任について」を採決します。

お諮りします。本件は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。

したがって、「議案第３６号 さつま町監査委員の選任について」は、同意することに決定しました。

△追加日程第１２「議案第３７号 さつま町教育委員会委員の任命について」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第１２「議案第３７号 さつま町教育委員会委員の任命について」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

それでは「議案第３７号 さつま町教育委員会委員の任命について」でございます。

さつま町教育委員会委員のうち、手塚千草氏が、令和３年５月９日付けをもって任期満了となることに伴い、引き続き同氏を任命しようとするため、提案するものでございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

内容につきましては、総務課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○総務課長（原田 剛志君）

「議案第３７条 さつま町教育委員会委員の任命について」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま、議題となっています議案第３７号は、会議規則第３９条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第３７号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第３７号 さつま町教育委員会委員の任命について」を採決します。

お諮りします。本件は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。

したがって、「議案第３７号 さつま町教育委員会委員の任命について」は、同意することに決定しました。

△追加日程第１３「議員派遣の件」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第１３「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。会議規則第１２９条の規定により、配布しましたとおり次期定例会までの期間に開催される研修会等について、派遣することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。

したがって、「議員派遣の件」は、配布しましたとおり派遣することに決定しました。

お諮りします。ただいまの議員派遣につきましては、やむを得ず期日、派遣議員等に変更を生ずる場合には、私に一任いただきたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。

したがって、そのように取り扱うことにいたします。

△追加日程第１４「閉会中の継続調査の件」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第１４「閉会中の継続調査の件」を議題とします。

各常任委員会、議会運営委員会及び議会広報特別委員会の各委員長から、会議規則第７５条の規定によって、配布してあります申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

△閉 会

○議長（宮之脇尚美議員）

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

これをもって会議を閉じ、令和３年４月さつま町議会臨時会を閉会します。

閉会時刻 午後１時４１分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

さつま町議会議長 宮之脇 尚 美

さつま町議会議員 橋之口 富 雄

さつま町議会議員 中 村 慎 一

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

さつま町議会議長

さつま町議会議員

さつま町議会議員